

事業計画作成で、優遇税制や金融支援等が受けられる！

# 経営力向上計画 策定支援サービス



<経営力向上計画とは？>

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。また、計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。

経営のパスポートは  
取得済ですか？

## 経営力向上計画の3大メリット！

### 優遇税制

#### 即時償却・税額控除 適用（中小企業経営強化税制）

経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得し、指定事業として導入した場合、法人税（個人事業主の場合は所得税）について、即時償却または税額控除を適用できます。

中小企業経営強化税制はA類型・B類型・C類型・D類型があります。

A類型：生産性向上設備（工業会から証明書が発行されます）

B類型：収益力強化設備（投資利益率が5%以上になることが見込まれること）

C類型：デジタル化設備（遠隔操作、可視化、自動制御化を可能にする設備）

D類型：経営資源集約化に資する設備

- ※ 1,500万円の設備投資の場合、取得価額1,500万円全額を損金算入、または最大150万円（取得価額の10%）を法人税・所得税から控除できます。
- ※ B・C・D類型はいずれも経済産業局から確認書を取得する必要があります。（別途申請が必要となります）

#### 再編・統合等(M&A)に係る税負担の軽減

M&Aの際に発生する登録免許税・不動産取得税が軽減されます。（所有権移転の登記方法により税率が異なります）

- ※ 合併による不動産の所有権移転の登記の場合、通常0.4%⇒経営力向上計画認定0.2%に軽減

### 金融支援

#### 日本政策金融公庫による低利融資

新事業活動促進資金を受けることで、政策公庫が掲げる基準金利に対し-0.6%の設備資金の融資を受けることができます。

- ※ 融資を受けられない場合もあります。

裏面のアンケートを  
回答いただくと、  
適用できる内容を  
担当者が確認します

### 補助金加算

#### 各種補助金の加算・優先採択

事業承継引継ぎ補助金・小規模事業者持続化補助金など審査時に加算を受けることができます。

- ※ 補助金によっては事前認定取得が必要なケースもあります。



<お申し込みはこちらまで FAX : 079-429-6624>

# アンケート

- 貴社の資本金を教えてください。 (                      千円 )
- 決算月を教えてください。 (                      月 )
- 直近期末の売上を教えてください。 (                      千円 )
- 従業員数を教えてください。 (                      名 )
- 事業内容を教えてください。 (                      )  
(例) 自動車付属部品の製造
- 貴社が今後5年間で、取り組んでいきたい事項にチェックしてください。  
 また具体案があれば、内容についても教えてください。

従業員教育の強化  
 (                      )  
(例) ジョブローテーションの導入により、職員の多能工化の推進を図る

設備・ITの導入  
 (                      )  
(例) クラウド会計ソフトの導入により、経理の負担軽減を図る

費用管理の徹底  
 (                      )  
(例) 生産管理のシステムを導入し、生産管理・費用管理を行っていく

●ご記入いただきました企業情報は当事務所にて厳重に管理し、本件以外の目的では使用いたしません。

**経営力向上計画の策定は当事務所へお任せください**

<b>初回相談</b>	<b>無料</b>	<b>着手金</b>	<b>3万円(税別)</b>
<b>認定報酬</b>	<b>5万円 (税別)</b> ※認定取得できなかった場合は上記料金はいただきません。	<b>備考</b>	料金の支払いは計画が認定された後に一括でお支払いいただけます。

<b>法人名</b>		<b>ご連絡先</b>	
<b>ご担当者名</b>		<b>業種</b>	
<b>住所</b>	〒		
<b>ご要望</b>	<input type="checkbox"/> 認定申請を依頼したい <input type="checkbox"/> 認定申請について詳しく聞きたい		

<お申し込みはこちらまで FAX : 079-429-6624>